

令和2年建築設備士試験の案内

令和2年2月
公益財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験(登録学科試験及び登録設計製図試験)は、建築士法施行規則第17条の18の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和58年5月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第2条第5項において、その名称と定義が規定されています。

また、同法第18条第4項においては、建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、第20条第5項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

< 建築設備士試験は、令和2年試験から、次のとおり変更します。 >

1. 試験の方法について

(1) 第一次試験(学科)の変更内容について

項目	変更後	変更前
出題数	建築一般知識	27問
	建築法規	18問
	建築設備	60問
	計	105問
出題形式	四肢択一式	五肢択一式
試験時間	建築一般知識	2時間30分
	建築法規	3時間30分
	建築設備	3時間
	計	6時間
卓上計算機	携行できる	携行できない

(2) 第二次試験(設計製図)の変更内容について

項目	変更後	変更前	
建築設備基本計画(必須問題)	問題数: 11問	問題数: 10問	
建築設備基本設計製図(選択問題)	出題構成:		
	選	計算問題	1問
	択	系統図又は単線結線図	1問
	※ 共通	空調・換気設備の平面図	1問
		衛生給排水設備の平面図	1問
		電気設備の平面図	1問
選択: 空調・衛生・電気設備の区分の中から選択する問題 共通: 選択の区分に関わらず、全てを解答する共通の問題		出題構成:	
選	計算問題	1問	
択	系統図又は単線結線図	1問	
共 通	平面図	1問	
	設備諸室の配置計画図	1問	
共通: 空調・衛生・電気設備の区分の中から選択する問題 共通: 選択の区分に関わらず、全てを解答する共通の問題		共通: 空調・衛生・電気設備の平面図	1問
試験時間	5時間30分	5時間30分	

※ 建築設備基本設計製図(選択問題)において、変更後の「共通の各平面図」の出題内容は、変更前の「選択の平面図」と概ね同程度のものとなります。なお、変更前(令和元年以前)の試験問題は、当センターのホームページに掲載していますので、ご参照下さい。

2. 受験申込みの方法について

郵送による申込みのほかに、当センターのホームページ(<https://www.jaic.or.jp/>)からインターネットによる申込みができるようになります。

3. 受験申込関係書類の配布について

有料で頒布していた受験申込関係書類を、無料で配布します。

1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件		学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
			最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)		正規の建築、機械、電気 又はこれらと同等と 認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学※、高等専門学校、旧専門学校		〃	〃 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校		〃	〃 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が4年以上、かつ、120単位以上を修了した者に限る。)		〃	〃 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が2年以上、かつ、60単位以上を修了した者に限る。)		〃	〃 4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校 (専門課程)		〃	〃 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)		〃	〃 2 年以上
		ロ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		〃	
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は 職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)		〃	〃 4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		〃	
(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力 開発促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)		〃	修了後 6 年以上	
	ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期 大学校を除く。) (高等訓練課程、普通訓練課程又は 普通課程)				
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士		2 年以上 (資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数)	
		ロ	一級電気工事施工管理技士			
		ハ	一級管工事施工管理技士			
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士			
		ホ	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者			
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者			9 年以上	
—	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者				

※ 専門職大学における前期課程の修了者は、短期大学の卒業者と同等とする。

(1) 受験資格に関する学校の課程について

① 認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、
 機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、
 電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
 (「建築第2学科」等の第2学科を含む)

② 個々に認める課程

上記①の認められている課程と1文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> 設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務 官公庁での建築設備の行政、営繕業務 大学、工業高校等での建築設備の教育 大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします) 設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務
実務経験として認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合 単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割
「第一次試験」 (学 科)	6月21日(日)	9:45~10:00(15分) 注意事項等説明
		10:00~12:30(2時間30分) 建築一般知識、建築法規
		12:30~13:30(1時間) 休 憩
		13:30~13:40(10分) 注意事項等説明
		13:40~17:10(3時間30分) 建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月23日(日)	10:45~11:00(15分) 注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分) 建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 令和元年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、申請により、令和2年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、原則として、「第二次試験」(設計製図)の試験地を福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……令和2年7月30日(木)

「第二次試験」(設計製図)…令和2年11月5日(木)

3. 受験申込書の受付等

(1) インターネットによる受験申込み

① 受付期間(郵送による受付期間と異なりますのでご注意ください。)

令和2年3月2日(月)午前10時~3月19日(木)午後4時 ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様

② 申込方法

受付期間に当センターのホームページにおいて必要な事項を入力し、写真及び受験資格を証明する書類等の電子データを所定の欄に添付し、当センターの指定するクレジット又はコンビニエンスストア決済により受験手数料を納付して下さい。

(2) 郵送による受験申込み

① 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の配布(無料)

イ. 配布期間 令和2年2月25日(火)~3月27日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)

ロ. 配布時間 午前9時30分~午後4時30分(ただし、3月27日については午後3時まで。)

ハ. 配布場所 当センター各支部(3頁)及び建築設備関係団体(4頁)

② 受験申込書の受付

イ. 受付期間 令和2年3月2日(月)~3月27日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様

ロ. 受付場所 当センター本部

ハ. 申込方法 上記ロの受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 36,300円(うち消費税額3,300円)

4. 受験申込みに必要な書類

(1) 受験申込書

(2) 写真(無帽・無背景・正面上3分身で撮影されたもの)

(3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)
	個々に認める課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)及び成績証明書又は単位取得証明書
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、1級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)、空調調和・衛生工学会設備士(設備士資格検定試験合格証：合格部門は「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つでよい。)]が必要です。
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 令和元年以前に受験した場合、令和元年以前の受験票又は可否の通知書の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

令和元年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

受験申込みにおいて、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合は、合格の取消し(合格していた場合)その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないで下さい。

公益財団法人 建築技術教育普及センター					
本部・支部名	所	在	地	電 話	F A X
本 部	〒102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3310	03(6261)3321
北海道支部	〒060-0062	札幌市中央区大通西5-11	大五ビル	011(221)3150	011(221)4136
東北支部	〒980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245	022(262)3617
関東支部	〒102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318	03(6261)3320
東海北陸支部	〒460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	昭和ビル	052(261)6816	052(251)7591
近畿支部	〒540-6591	大阪府中央区大手前1-7-31	OMM	06(6942)2214	06(6942)6144
中国四国支部	〒730-0051	広島市中区大手町2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055	082(242)6935
九州支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-9-1	東福第2ビル	092(471)6310	092(471)5195

インターネットホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

令和2年建築設備士試験の受験申込関係書類配布場所

(3頁の(公財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で配布されます。)

都道府県	配布場所	電 話	所 在 地
北海道	(一社) 北海道建築設備士協会	011(271)2932	札幌市中央区南1条東3-1-1
	(一社) 北海道建築設備士協会	011(621)4106	札幌市中央区南1条西19-1-1
青森	(一社) 青森県建築設備士協会	011(219)1090	青森市南2条東3-10
	(一社) 青森県建築設備士協会	017(734)3368	青森市南4条東3-10
宮城	(一社) 宮城県建築設備士協会	019(656)3255	仙台市青葉区中央4-3-16
	(一社) 宮城県建築設備士協会	019(651)9029	仙台市青葉区中央4-3-16
秋田	(一社) 秋田県建築設備士協会	019(651)5399	秋田県大館市大館2-2-25
	(一社) 秋田県建築設備士協会	022(239)6711	秋田県大館市大館4-3-33
山形	(一社) 山形県建築設備士協会	018(893)4345	山形市山形区山形3-1-7
	(一社) 山形県建築設備士協会	018(824)7761	山形市山形区山形3-1-7
福島	(一社) 福島県建築設備士協会	023(641)6465	福島市山形区山形3-1-7
	(一社) 福島県建築設備士協会	024(533)6226	福島市山形区山形3-1-7
茨城	(一社) 茨城県建築設備士協会	024(526)2036	水戸市水戸区水戸9-6
	(一社) 茨城県建築設備士協会	024(525)5830	水戸市水戸区水戸9-6
栃木	(一社) 栃木県建築設備士協会	029(305)7301	宇都宮市宇都宮区宇都宮9-23
	(一社) 栃木県建築設備士協会	029(240)5617	宇都宮市宇都宮区宇都宮9-23
群馬	(一社) 群馬県建築設備士協会	028(639)3383	前橋市前橋区前橋9-23
	(一社) 群馬県建築設備士協会	028(683)5600	前橋市前橋区前橋9-23
埼玉	(一社) 埼玉県建築設備士協会	028(666)8591	さいたま市大宮区大宮2-18-6
	(一社) 埼玉県建築設備士協会	027(221)9062	さいたま市大宮区大宮2-18-6
千葉	(一社) 千葉県建築設備士協会	027(251)0332	千葉市中央区中央2-29-21
	(一社) 千葉県建築設備士協会	048(864)0385	千葉市中央区中央2-29-21
東京	(一社) 東京都建築設備士協会	048(855)4111	東京都中央区高砂4-8-10
	(一社) 東京都建築設備士協会	048(864)1429	東京都中央区高砂4-8-10
神奈川	(一社) 神奈川県建築設備士協会	043(246)7381	横浜市中区中央1-13-1
	(一社) 神奈川県建築設備士協会	043(246)7395	横浜市中区中央1-13-1
山梨	(一社) 山梨県建築設備士協会	03(5408)0063	甲府市山梨区山梨6-9-6
	(一社) 山梨県建築設備士協会	03(3553)6711	甲府市山梨区山梨6-9-6
長野	(一社) 長野県建築設備士協会	03(5276)1381	長野市上田区上田3-10-2
	(一社) 長野県建築設備士協会	03(6447)0595	長野市上田区上田3-10-2
新潟	(一社) 新潟県建築設備士協会	045(651)4271	新潟市中央区中央1-7-8
	(一社) 新潟県建築設備士協会	045(201)9536	新潟市中央区中央1-7-8
静岡	(一社) 静岡県建築設備士協会	055(232)4144	静岡市清水区清水4-4-17
	(一社) 静岡県建築設備士協会	055(276)9777	静岡市清水区清水4-4-17
愛知	(一社) 愛知県建築設備士協会	026(234)3528	名古屋市中区大須1719-4
	(一社) 愛知県建築設備士協会	026(226)3778	名古屋市中区大須1719-4
岐阜	(一社) 岐阜県建築設備士協会	025(232)8080	岐阜市中央区中央1-6-14
	(一社) 岐阜県建築設備士協会	025(265)8668	岐阜市中央区中央1-6-14
三重	(一社) 三重県建築設備士協会	025(231)5330	津市中央区中央1-6-14
	(一社) 三重県建築設備士協会	054(281)7158	津市中央区中央1-6-14
富山	(一社) 富山県建築設備士協会	052(242)1753	富山県富山市富山4-10-32
	(一社) 富山県建築設備士協会	052(253)7837	富山県富山市富山4-10-32
石川	(一社) 石川県建築設備士協会	058(264)1524	金沢市金沢区金沢1-7-31
	(一社) 石川県建築設備士協会	058(246)2262	金沢市金沢区金沢1-7-31
福井	(一社) 福井県建築設備士協会	058(233)5301	福井市福井区福井1-19
	(一社) 福井県建築設備士協会	059(353)7065	福井市福井区福井1-19
滋賀	(一社) 滋賀県建築設備士協会	059(228)6130	大津市大津区大津13-34
	(一社) 滋賀県建築設備士協会	090(1986)1290	大津市大津区大津13-34
京都	(一社) 京都府建築設備士協会	076(431)9229	京都市中京区大宮718
	(一社) 京都府建築設備士協会	076(422)8800	京都市中京区大宮718
大阪	(一社) 大阪府建築設備士協会	076(481)6100	大阪市東淀川区東淀川269
	(一社) 大阪府建築設備士協会	076(243)5121	大阪市東淀川区東淀川269
兵庫	(一社) 兵庫県建築設備士協会	0776(27)5388	神戸市中央区中央5-9-3
	(一社) 兵庫県建築設備士協会	0776(54)1301	神戸市中央区中央5-9-3
奈良	(一社) 奈良県建築設備士協会	0776(35)1544	奈良市奈良区奈良1-1-9
	(一社) 奈良県建築設備士協会	077(523)5757	奈良市奈良区奈良1-1-9
和歌山	(一社) 和歌山県建築設備士協会	075(342)0110	和歌山市和歌山9-11
	(一社) 和歌山県建築設備士協会	075(771)7281	和歌山市和歌山9-11
鳥取	(一社) 鳥取県建築設備士協会	06(6312)1895	鳥取市鳥取区鳥取9-8
	(一社) 鳥取県建築設備士協会	06(6271)0175	鳥取市鳥取区鳥取9-8
徳島	(一社) 徳島県建築設備士協会	06(6245)9487	徳島市徳島区徳島1-3-10
	(一社) 徳島県建築設備士協会	078(222)0365	徳島市徳島区徳島1-3-10
香川	(一社) 香川県建築設備士協会	078(341)0991	高松市高松区高松5-5-13
	(一社) 香川県建築設備士協会	078(802)2288	高松市高松区高松5-5-13
愛媛	(一社) 愛媛県建築設備士協会	0742(33)2881	松山市松山区松山212-3
	(一社) 愛媛県建築設備士協会	073(432)7773	松山市松山区松山212-3
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	0857(24)9213	高松市高松区高松1-72
	(一社) 高松市建築設備士協会	0857(26)9355	高松市高松区高松1-72
岡山	(一社) 岡山県建築設備士協会	0852(26)0459	岡山市北区北区125-45
	(一社) 岡山県建築設備士協会	0852(24)5018	岡山市北区北区125-45
広島	(一社) 広島県建築設備士協会	0853(24)0490	広島市南区南区237-9
	(一社) 広島県建築設備士協会	086(244)4838	広島市南区南区430
山口	(一社) 山口県建築設備士協会	086(222)4311	山口市山口市山口市5-5-23
	(一社) 山口県建築設備士協会	082(244)1770	山口市山口市山口市3-8-22
徳島	(一社) 徳島県建築設備士協会	082(232)7940	徳島市徳島区徳島24-1
	(一社) 徳島県建築設備士協会	083(973)0886	徳島市徳島区徳島793-3
香川	(一社) 香川県建築設備士協会	083(922)5963	高松市高松区高松2-1-3
	(一社) 香川県建築設備士協会	088(622)8241	高松市高松区高松5-71-3
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	088(653)1677	高松市高松区高松1-12
	(一社) 高松市建築設備士協会	087(863)4130	高松市高松区高松3-11
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	089(931)5598	高松市高松区高松4-5-4
	(一社) 高松市建築設備士協会	089(945)8130	高松市高松区高松188-8
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	088(833)0559	高松市高松区高松87-8
	(一社) 高松市建築設備士協会	092(521)6475	高松市高松区高松2-14-10
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	092(781)3066	高松市高松区高松2-9-29
	(一社) 高松市建築設備士協会	092(713)5188	高松市高松区高松2-3-10
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	0952(32)3100	高松市高松区高松3-30
	(一社) 高松市建築設備士協会	095(824)1011	高松市高松区高松54
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	090(3600)2373	高松市高松区高松1463-11
	(一社) 高松市建築設備士協会	096(383)0215	高松市高松区高松16-40
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	096(382)5400	高松市高松区高松28-36
	(一社) 高松市建築設備士協会	097(551)1637	高松市高松区高松1-3-5
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	0985(71)6603	高松市高松区高松256
	(一社) 高松市建築設備士協会	0985(20)1359	高松市高松区高松1-7-12
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	099(257)3877	高松市高松区高松1-3-11
	(一社) 高松市建築設備士協会	099(813)7922	高松市高松区高松2-6-14
高松	(一社) 高松市建築設備士協会	098(870)5500	高松市高松区高松1-4-26
	(一社) 高松市建築設備士協会		

■郵送による配布(郵送による配布は当センター各支部のみで行いますので、以下の要領でご請求下さい。なお、受験申込関係書類は無料につき、原則1名1部の配布となります。)

- ・請求場所 (公財)建築技術教育普及センター各支部(3頁参照)
- ・請求期間 令和2年2月17日(月)～3月19日(木)(着払いにより郵送します。)
- ・郵送費用 受験申込関係書類の郵送費用は、請求者の負担とし、配達の際にお支払い下さい。(271円程度)なお、配達時にご不在の場合は、「郵便物預かりのお知らせ」に従いお受け取り下さい。
- ・請求方法 センターのホームページから申請書をダウンロードし、氏名、送付先住所、電話番号を必ず明記し、FAXにより最寄りのセンター支部に請求して下さい。